

# 電気料金の経過措置に関する報告書 (ポイント)

2019年4月26日

資源エネルギー庁

# 電気料金の経過措置に関する報告書のポイント

## 経過措置適用区域 指定等基準

○以下の事項等を総合的に判断。

### (1) 消費者等の状況

・スイッチング等に関する需要家の認識度 等

### (2) 十分な競争圧力の存在

・有力で独立した複数の競争者の存在 等

### (3) 競争の持続的確保

・電気の調達に係る公平性 等

## 指定等基準に照らした競争状況の評価

○全ての供給区域について経過措置料金を存続させることが適当。

### (1) 消費者等の状況

・エリアによって濃淡はあるが、電力自由化の認知度、スイッチング率などにおいて一定の進展は見られる。

### (2) 十分な競争圧力の存在

・有力で独立した事業者が複数必要であるところ、東京・関西エリアではまだ1者、それ以外のエリアでは0者。

### (3) 競争の持続的確保

・特に新電力の電源アクセスが課題。

## 指定の見直し

○今後、概ね年に1度検討。

## 料金メニュー・制度

### <料金メニュー>

○経過措置料金が存続する場合、規制下にある料金メニューは、引き続き存続。

### (農事用電力向け料金メニュー)

○大手電力会社は、経過措置の有無に関わらず、当面は本料金メニューを取りやめることは考えていない旨の意向を表明。

### (公衆街路灯向け料金メニュー)

○需要家による競争入札を促すための仕様書のひな形の作成や、スイッチング手続きの見直しに取り組む。

### <制度>

### (燃料費調整制度)

○経過措置撤廃後は、需要家の電気料金比較容易性の確保・向上の観点から、標準メニューの公表等について、引き続き詳細を検討。

### (最終保障供給制度)

○全ての需要家が供給を受けられること、需要家が常時依存をしないよう、必要最低限の料金メニューであることを基本とする。

### (常時バックアップ)

○ベースロード市場の創設までに所要の措置を講ずる。